

平成 2 9 年度第 1 回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成 2 9 年 5 月 2 3 日 (火) 午後 2 時 4 0 分から午後 4 時 1 0 分まで			
開催場所	本館 6 1 9 会議室			
出席者	委員	杉本会長、中込会長職務代理、梶委員、伊藤委員		
	特定行政庁	まちづくり政策部 難波部長 建築指導課 相原課長、小澤課長代理、榎本主査		
	関係課	開発指導課 生沼課長代理、菅間課長代理 道路管理課 岡田課長代理		
	事務局	まちづくり政策課 小野間課長、谷田部担当長、高橋主査		
欠席者	委員	杉山委員		
開催形態	公開	一部公開	非公開	傍聴者 0 名
会議録署名委員	杉本会長、中込委員			
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局より委員過半数以上の出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>議案 1 会長及び会長職務代理の互選について</p> <p>委員の互選により、第 1 7 期建築審査会の会長に杉本委員、会長職務代理に中込委員を選任。</p> <p>議案 2 建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について (8 件)</p> <p>報告案件として特定行政庁から資料により概要を説明。 (議案 2 - ~)</p>			

(主な意見等)

委員質疑

建築基準法第43条において、2mの接道を設ける規定があるが、この基準に満たない場合でも包括案件として取り扱うのか。

特定行政庁回答

接道が2m未満の場合は、個別案件となります。

について

委員質疑

建築基準法第43条ただし書空地(以下、空地という。)については、開発が完了すると、道路法上の道路になるのか。

特定行政庁回答

空地の部分は、今後、平塚市に帰属されて道路法上の道路となります。

委員質疑

空地が途中で途切れる形になっているが、障害物があるのであれば、将来的に撤去を行い、一体の道路として整備するよう指導すべきではないか。

関係課回答

空地が分断されないよう事業者に指導してきましたが、一部土壤汚染があり、その区域まで市で管理できないことから現在の形になりました。

委員質疑

土壤汚染はどのように調査したのか。

特定行政庁回答

区域を10mのメッシュで区切って、調査を行いました。

委員質疑

の件に限らず、すべての空地で土壤汚染の調査を行っているのか。

特定行政庁回答

従前の施設で有害物質を取り扱っていたことから、土壤汚染の調査が行われました。

委員質疑

市の所有地でなければ、市道として認定できないのか。

関係課回答

民有地であっても特別な事情があった場合、市道として認定することはありますが、今回のケースでは認定すべきでないと判断していません。

委員質疑

市に帰属されない民有地の部分もアスファルト舗装をしているということだが、それであればその部分も市道として認定すべきではないか。

関係課回答

市道として認定すると、管理責任が生じるため認定できないと判断しました。

	<p>委員質疑 と、とについて、まちづくり条例の手続きにおいても1棟ごと別々に申請されているのか。</p> <p>関係課回答 まちづくり条例の手続きにおいては、2棟で1事業という形で申請がされています。</p> <p>委員質疑 について、通路は、法第42条に規定する道路に至るまで連続して4m以上の幅員で整備されるとのことだが、これはいつの段階で確認するのか。</p> <p>特定行政庁 建築確認申請がされ、建物の完了後に現地確認を行います。</p> <p>その他 事務局より今年度の建築審査会について説明。</p> <p>3 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---